

第6節 消防機関へ通報する火災報知設備

問1 火災通報装置の通報内容について。

- 答1**
- ・手動起動時の通報内容は次によること
(例)「ピーピーピー ピーピーピー
火事です 火事です
こちらは 吹田市江坂町1丁目21番6号
吹田市消防本部です
コード〇〇〇 コード〇〇〇
確認できしだい 逆信してください」
 - ・自動火災報知設備連動時の通報内容は次によること
(例)「ピンポーン ピンポーン
自動火災報知設備が作動しました。
こちらは 吹田市江坂町1丁目21番6号
吹田市消防本部です
コード〇〇〇 コード〇〇〇
確認できしだい 逆信してください」

問2 コード番号の読み方について。

- 答2** 下記のとおりとする。
- 1 二桁の場合
(例) 23「にじゅう さん」 57「ごじゅう なな」
 - 2 三桁の場合
(例) 140「いち よん ぜろ」 186「いち はち ろく」

問3 自動火災報知設備との連動について。

- 答3** 規則第25条第3項第4号に規定された防火対象物及び遠隔移報システム等による火災通報の取扱い要領により直接通報を認められた防火対象物以外については、連動させないこと。

問4 延べ面積 1,000 m²以上の自走式駐車場に、
消防機関へ通報する火災報知設備の設置は必要か。

答4 次の（１）及び（２）に該当するものは不要とする。

（１）無人であること。（常駐の警備員等がない）

（２）自走式駐車場の火災代表を、防災センター等において容易に覚知できるよう措置すること。

（自動火災報知設備の受信機等へ表示させること。移報の配線はHP以上とすること。）